

宍粟市環境基本計画（第2次）素案に対する意見と市の考え方

パブリックコメント	0件
議会からの意見	3件
計画名	宍粟市環境基本計画（第2次）素案
担当部署	市民生活部 環境課

箇所	意見	考え方
p.1-2「序章 将来の宍粟市の環境」について	<p>①（低炭素社会）市民・事業者が一体となって、省エネルギーの推進、移動手段の低炭素化によるエコライフ活動により、地球環境への負荷を少なくしています。</p> <p>②（創エネ活動と地域産業）「太陽光」「水力」「木質バイオマス」などのエネルギー利用と地域内循環の取組みが進み、地域住民の生活が潤っています。</p>	<p>①エコライフ活動に該当する内容としては、「事業者では、環境に負荷の少ない事業活動が企業価値として認められ、積極的に取り組んでいます。」や、「エネルギーを節約する工夫や省エネ機器が行き届き、」等の文言により表現しています。</p> <p>②「木材を活用した再生可能エネルギーが、まちの新たな産業へと育っています。森林の管理に携わる人が増え、山林は活気にあふれています。」の後に「また、小規模な水力発電が行われています」を追加します。</p> <p>また、「宍粟市産の木材を燃料としたペレットストーブなども普及しています。」を「宍粟市産の木材を燃料としたペレットストーブや太陽光発電なども普及しています。」に改めます。</p> <p>3つの文章の後に、「こうしたエネルギーや資源の地域内循環を通じて、地域住民の生活が潤っています。」を追記します。</p> <p>上記の変更に伴い、4番目のイラストに小水力及び太陽光発電のイメージを追加します。</p>

	<p>③ (ヒートアイランド現象の軽減) 公園や街路樹、屋上や壁面緑化、緑のカーテン、水辺空間や親水空間の保全が進められ、子どもたちの元気な声が街中にこだましています。</p> <p>以上の3点を追加、また市民がイメージしやすいように10個のイメージに表題(キーワード)を追加できないかについても、検討を加えること。</p>	<p>③「まちや集落では、住民が協力して美化活動を行っているため、とても美しく気持のいい風景が広がっています。」の後に、「また、緑豊かな住環境と身近な水辺環境の保全が進められ、子どもたちの元気な声が街中にこだましています。」を追記します。</p> <p>イメージのキーワードとして、「まちの価値の再認識」、「自然環境とのふれあい」、「市民や事業者の環境活動」、「エネルギーや資源の地域内循環」をイラストに追記します。</p>
<p>p. 30-37「4.3 エネルギーの地域循環と地球環境への貢献(基本目標3)」</p>	<p>①「ごみの減量化の推進」 → 「ごみの減量化と再生利用の推進」に改める。</p> <p>ごみの減量化と再生利用の推進を区別して記述する。また、市民・事業者・行政が一体となって、何の取組をするのか記入する。</p> <p>②「バイオマスの活用」 → 「ゼロ・エミッションの推進」に改める。</p> <p>バイオマスの活用と地域循環の施策を記述。例えば、堆肥化の後をどうするか。廃食油の回収後どうするか。木質バイオマスの利活用と地域産業の創出は？</p> <p>③「地球温暖化対策等」 → 「低炭素まちづくりの推進」に改める。</p> <p>再生可能エネルギー利用促進の支援に止まらず、地域内循環利用の推進策や地域資源を活かし</p>	<p>①「ごみの減量化の推進」のタイトルを「ごみの減量化と再生利用の推進」に改めます。</p> <p>なお、ごみの減量化と再生利用は5Rとして一連の取り組みとして掲げているので、区別せず記載しています。また、市民・事業者が取り組む具体的内容を「エコアクション」に示しています。</p> <p>②「ゼロ・エミッション」の概念は広義であり、「バイオマスの活用」はその一部であるため、施策体系としては現行どおりと考えます。また、バイオマスの活用と地域循環については、取り組み内容の「バイオマス産業の振興」に記述しています。</p> <p>③本計画は、温対法に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」を内包しているため、項目見出しにおいても「地球温暖化対策」を明記しています。</p> <p>また施策についても「再生可能エネルギーの利用を促進するための支援を行うとともに、新たなエネルギー利用のあり方や、自家用自動車の使用抑制、計画的な森林</p>

	<p>た経済への普及施策を明記すべき。</p> <p>以上の3点について検討を加えること。また、エネルギーの地域循環を活用した地域経済への普及施策が描けていない。産業への帰結を意識した計画にできないかについても検討を加えること。</p>	<p>整備を推進するなど、環境への負荷の少ない持続的発展可能なまちづくりをめざします。」と多面的な取組を記載しています。</p> <p>エネルギーの地域循環を活用した地域経済への普及については、本市では「宍粟市森のゼロエミッション構想」の中の方針として「豊かな森林資源を活かした産業社会づくり」を掲げて取り組んでいるところであり、本計画でも「宍粟市森のゼロエミッション構想」の推進を明記しています。</p>
<p>p. 42-43 「第5章 計画の推進体制・進行管理」</p>	<p>①5.1 推進体制 推進体制のイメージを具体化したものが必要。イメージ図だけではそれぞれの組織の責任が不明確である。</p> <p>②5.2 進行管理 P D C A サイクルの前に Research (調査) と Analysis (分析) が必要。それぞれの環境指標について調査するだけでなく、なぜ進んでいるのか、進んでいないのかの原因を分析し、進行管理をしなければ、計画の評価ができない。</p> <p>以上の2点について検討を加えること。また、市民がイメージしやすい表現になっているか「説明責任」の観点から検討を加えること。</p>	<p>①42 ページの体制図のタイトルを「本計画の推進体制」と改めます。また、役割と責任を明確にするために、本文を「計画の推進にあたっては、庁内の実務者レベルで構成する「環境推進ワーキング会議」において進捗状況の実態把握と分析を行い、これを市長をトップとする「宍粟市環境推進会議」に報告し、進捗状況の評価を行った上でワーキング会議に改善を指示することとし、組織横断的に全庁体制で確実な推進を図ります。」と改めます。</p> <p>②43 ページの本文の末尾に「なお、見直し (Action) を確実なものとするため、点検・評価 (Check) の中で調査分析 (Research (調査) と Analysis (分析)) を一体的に行います。」を追加します。</p> <p>文章表現については、平易な表現とするよう留意するとともに、専門用語については用語解説を巻末に掲載しています。</p>